平成２２年（フ）第１９０９号
大阪市浪速区恵美須西３丁目３番36―207号
債務者　多田　　渡
1　決定年月日時　平成22年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１９１５号
大阪府枚方市樋之上町９番２―606号
債務者　イベント企画ＰＭＱこと　森田　　路
1　決定年月日時　平成22年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２０１９号
大阪府豊中市岡町南３丁目15番５―103号
債務者　客野　智也
1　決定年月日時　平成22年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２４７５号
大阪市城東区諏訪２丁目10番19号
債務者　沼田　愼吾
1　決定年月日時　平成22年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２５３４号
大阪市住吉区沢之町１丁目３番25号かすがマンション201号
債務者　東郷喜和子
1　決定年月日時　平成22年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２６４０号
大阪府東大阪市昭和町10番７号コーポ初音103号、住民票上の住所大阪府東大阪市昭和町10番７号コーポ初音101号
債務者　利岡知恵子
1　決定年月日時　平成22年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２６７９号
大阪府茨木市西河原北町９番14号
債務者　古川佳世子
1　決定年月日時　平成22年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２６８５号
大阪府大東市末広町３番304号
債務者　山下　文子
1　決定年月日時　平成22年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２７９０号
大阪府茨木市五十鈴町１番41号
債務者　立石　　暁
1　決定年月日時　平成22年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２８２６号
大阪市東淀川区井高野４丁目２番２―403号
債務者　髙井　由美
1　決定年月日時　平成22年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２８６７号
大阪府寝屋川市田井町５番４号
債務者　黒澤　　隆
1　決定年月日時　平成22年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２８９０号
大阪市福島区福島３丁目３番３号　ノバカネイチ堂島701号
債務者　澤井　惠理
1　決定年月日時　平成22年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２９１３号
大阪市此花区梅香２丁目11番12号　ニュー茜マンション22号
債務者　錦戸　博文
1　決定年月日時　平成22年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２９１４号
大阪市此花区梅香２丁目11番12号　ニュー茜マンション22号
債務者　錦戸亜紀子
1　決定年月日時　平成22年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２９１５号
大阪市東成区大今里４丁目５番33号
債務者　東松　勝美
1　決定年月日時　平成22年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２９１７号
大阪市平野区加美鞍作２丁目４番３号　唐川文化
債務者　山口　正子
1　決定年月日時　平成22年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２９２６号
大阪市鶴見区放出東２丁目５番３―208号
債務者　楠本　雅行
1　決定年月日時　平成22年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部